

▶ 市民税・県民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、市内に住所がある方のうち、令和3年中（令和3年1月1日～12月31日）に所得があり、次の①～③のいずれかに該当する方。原則として、令和3年分所得税の確定申告をする方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

①給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方

②給与所得、公的年金等に係る雑所得以外に所得があった方

③源泉徴収票に記載されていない各種控除（医療費控除や寄附金税額控除等）を受ける方

※市民税・県民税の申告内容は、所得証明書・課税（非課税）証明書、国民健康保険税や介護保険料等の基礎資料となるため、収入のない方も市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

※申告期間中は、市民税課の窓口では作成済みの申告書の提出のみ受け付けします。また、各総合支所市民係（総合窓口）では、作成済みの申告書の市民税課への取次ぎのみ行います。申告の相談は、各申告相談会場で行ってください。

▶ 市民税・県民税の申告書を郵送で提出する場合

「令和4年度市民税・県民税申告書」に住所・氏名・連絡先等を記載し、「申告に必要なもの」（写し可）を同封し3月15日（火）までに下記へ郵送してください。

※同封した控除資料に係る控除については、申告書への記入を省略できます。控除額等の計算は市民税課で行いますので郵送での申告をご利用ください。（控除資料の同封がない場合、控除の適用ができません）

送付先 市民税課市民税第1係（〒346-8501 所在地記入不要）

※申告書にマイナンバーを記載した場合や、番号確認書類を同封した場合は、簡易書留等の郵送方法を推奨します。

▶ 令和3年分確定申告について

申告会場 春日部税務署

申告期間 2月16日（水）～3月15日（火） 8時30分～16時

※提出のみの場合は17時まで。

※土・日曜日、祝日を除く。ただし2月20日（日）・27日（日）に限り受け付け。

※還付申告は1月4日（火）以降提出できます。

【自宅で確定申告できます】

パソコン、タブレット、スマートフォンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、案内に沿って入力することで確定申告書が簡単に作成できます。

作成した申告書はマイナンバーカード等があればそのまま送信できます。また、印刷して税務署に郵送することもできます。自宅にプリンタがない場合でも、コンビニのマルチコピー機を利用して印刷することができます。詳細は春日部税務署までお問い合わせください。

問 春日部税務署 ☎048-733-2111

税理士による所得税の還付申告無料電話相談

日 2月2日（水）～15日（火） 9時30分～12時／13時～16時 ※土・日曜日、祝日を除く

対 所得税が還付される方で、年金を受けている方、給与所得者で医療費控除を受ける方、年の途中で退職または就職した方等で年末調整を受けていない方 ※無料にならない場合あり。電話にて要事前確認。

問 関東信越税理士会春日部支部事務局 ☎048-738-7470（9時30分～12時／13時～16時）



☑ 申告に必要な書類の申請はお早めに！

◆ 障害者控除対象者認定書

対 65歳以上で要介護認定を受けている方または対象者を扶養している方（要支援1・2認定者を除く）

※身体障害者手帳等の交付を受けている方で、手帳等により控除を受ける場合は申請の必要はありません。

判定基準日 令和3年12月31日

交付手数料 1件300円

持 対象者の介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるもの

申請期間 1月14日（金）～3月15日（火）

問 高齢者福祉課高齢者福祉係（内線3367）／各総合支所高齢者・介護保険係（菅 151／栗 235／鷺 162）

◆ おむつ使用の確認書

この確認書は、医療費控除を受ける際に、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わるもので、医療費控除の対象として認められます。

対 介護保険要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方（一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください）

交付手数料 1件300円

持 対象者の介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるもの

申請期間 1月14日（金）～3月15日（火）

問 介護保険課介護認定係（内線3268）／各総合支所高齢者・介護保険係（菅 155／栗 233／鷺 162）